

(一財) 岐阜県職員互助会 県庁売店事業等委託業務
プロポーザル募集要項

令和4年3月31日

一般財団法人岐阜県職員互助会

**(一財) 岐阜県職員互助会 県庁売店事業等委託業務
プロポーザル募集要項**

第1 目的等

県庁の売店は、職員の福利厚生等を主な目的として設置されており、平成20年度から（一財）岐阜県職員互助会（以下「互助会」という。）が民間事業者により業務を委託しています。

新県庁舎建設にあたり、互助会としては、職員の働き方や健康、メンタル面をサポートできる機能を充実させることに加え、多様化する職員のニーズに的確に対応し、更なる利便性の向上を目指して、安定した経営と質の高いサービスの提供が可能な委託業者を選定するため、プロポーザル方式により事業者を募集します。

第2 売店等の概要

【売店】

岐阜県庁舎 行政棟1階 約230㎡（店内倉庫を含む）

【自動販売機等の設置】

岐阜県庁舎 行政棟2階 物販スペースの一部 約3㎡
20階 展望フロアの一部 約4.7㎡

<参考>新県庁舎の概要等

所在地：岐阜市藪田南2丁目1番1号

敷地面積：158,561㎡（公園等含む）

延床面積：行政棟 68,303㎡

議会棟 13,957㎡

階数等：行政棟（高層部） 地上21階、塔屋2階

議会棟 地上6階

勤務職員数：県庁舎 約2,500人 警察庁舎 約1,000人

第3 募集の内容

1 委託業務名

（一財）岐阜県職員互助会 県庁売店事業等委託業務

2 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

3 委託業務期間

令和4年10月1日から令和10年3月31日まで（予定）

※営業開始日は令和5年1月4日以降とし、詳細は互助会と協議のうえ決定するものとします。

第4 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

（1） 本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」といいます。）は、委託業務を効

果的かつ効率的に実施することができる単体の法人であって、次のすべての要件を満たしていることとします。

- ① 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加入しており、コンビニエンスストアのチェーン本部であること（F C加盟者等の応募はできません）。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第 174 条第 1 項の規程による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑨ 法人が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（2）留意事項

企画提案書を提出した日から結果通知が届く日までに、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、応募資格を失うものとします。

- ア 仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされたとき。
- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、その業務執行が困難と見込まれるとき。
- ウ その他受託に着手し、又は営業を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

2 プロポーザルの手続き等

（1）スケジュール

項 目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和4年3月31日（木）～ 令和4年4月22日（金）
② 募集要項に関する質問受付	令和4年3月31日（木）～ 令和4年4月22日（金）
③ 現地説明会の申込	令和4年3月31日（木）～ 令和4年4月15日（金）
④ 現地説明会	令和4年4月25日（月）
⑤ プロポーザル参加申込受付	令和4年3月31日（木）～ 令和4年4月27日（水）
⑥ 企画提案書の受付	令和4年3月31日（木）～ 令和4年5月30日（月）
⑦ プロポーザル評価会議	令和4年7月中旬（予定）
⑧ 評価結果の通知・公表	令和4年7月下旬（予定）

（２）募集要項等の配布

- ①配布時間 8時30分から17時15分まで
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日等閉庁日は除きます。
- ②配布場所 一般財団法人岐阜県職員互助会
(岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁1階)
※募集要項は、岐阜県のホームページ（職員厚生課）からも入手できます。
〔岐阜県庁トップページ (<http://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>) > 県政情報 > 県の概要 > 組織案内 > 総務部 > 職員厚生課の紹介〕
※郵送での配布は行いません。

（３）募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ①質問書提出方法
質問書（別紙1）を互助会あてにFAX、電子メール（ファイル形式はMicrosoft Word としてください。）又は郵送にて提出してください。
※提出した場合は、届いているかどうかの確認を後述の提出先に電話にて行ってください。
- ②回答方法
質問に対する回答は、随時、上記ホームページ上にて公表します。

（４）現地説明会の申込

- ①申込書提出方法
現地説明会への参加については、現地説明会参加申込書（別紙2）を互助会あてにFAX、電子メール（ファイル形式はMicrosoft Word としてください。）又は郵送にて提出してください。
※提出した場合は、届いているかどうかの確認を後述の提出先に電話にて行ってください。

（５）現地説明会

- ①開催日時
令和4年4月25日（月） 14時00分から15時00分まで
- ②開催場所
岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県庁舎 議会棟3階 執行部控室

※新県庁舎は建設中で立入不可のため、上記会議室及び現県庁舎の売店において説明を行います。

③その他

- ・原則参加してください。
- ・参加者は、1者あたり2名以内をお願いします。
- ・説明会には、本プロポーザルの募集要項及び仕様書を持参してください。

(6) プロポーザル参加申込書の受付

①受付期間

令和4年3月31日（木）～令和4年4月27日（水）

②提出方法

- ・プロポーザル参加希望者は、参加申込書兼誓約書（別紙3）を持参又は郵送にて互助会まで提出してください（令和4年4月27日（水）17時15分までに必着）。
- ・郵送の場合は、必ず「特定記録」としてください。

※電子メール、電子ファイルでの提出は受けません。

※郵送で提出した場合は、届いているかどうかの確認を後述の提出先に電話にて行ってください。

(7) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間

令和4年3月31日（木）～令和4年5月30日（月）

②提出書類

- ア 企画提案書（様式1、2）
- イ 法人概要書（様式3）
- ウ 履歴事項全部証明書
- エ 直近事業年度の事業報告書
- オ 直近3事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの）
- カ 直近3年度分の納税証明書（法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税）
- キ 暴排措置対象法人等でないことの誓約書（様式4）
- ク 誓約書（様式5）

※各種証明書類は、提出日において発行から3ヶ月以内のもの

③提出部数

上記②のアイエオについては16部、ウカキクについては原本1部、副本15部をア～クまで一式として提出してください。

④提出方法

- ・令和4年5月30日（月）17時15分までに持参又は郵送のいずれかの方法で、互助会に提出してください。
- ・持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の8時30分から17時15分までとし、郵便の場合は、締切日当日の17時15分までに互助会に到着したものを有効とします。
- ・郵送の場合は、必ず「特定記録」としてください。

※郵送で提出した場合は、届いているかどうかの確認を後述の提出先に電話にて行

ってください。

(8) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に違反すると認められる場合
- オ 評価会議構成員に対して、直接、間接問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- キ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ク 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザルに参加した者（以下「応募者」という。）が負うものとします。

③複数提案の禁止

応募者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は認めません（ただし、軽微なものを除く）。

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。

⑦その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。
- イ 応募者は、企画提案書の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された資料は、岐阜県に対して報告するため、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 企画提案書等の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（前日が土日休日の場合はその前日）の正午までに、辞退届（様式自由）を互助会に持参または郵送により提出してください。
※郵送の場合は必ず「特定記録」としてください。
※郵送で提出した場合は、届いているかどうかの確認を後述の提出先へ電話にて行ってください。

第5 評価に係る事項

1 評価方法

提案の評価は、互助会が別に定める構成員により組織された「(一財) 岐阜県職員互助会 県庁売店事業等委託業務プロポーザル評価会議」が行います。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日 令和4年7月中旬(予定)

(2) 開催場所 岐阜県庁内(予定)

(3) 企画提案の所要時間

プレゼンテーション	20分程度
その後質疑応答	10分程度

(4) 注意事項

- ①開催日時、場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ②プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配付すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ③提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできません。
- ④指定の時間に遅れた場合、評価対象とはしません。

3 評価項目及び評価内容

別表のとおり

4 最優秀提案者の選定

- ・評価結果に基づき、企画提案の内容、事業の実施能力等を総合的に判断し、最優秀提案者を選定します。
- ・複数の最高得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として、出席構成員が協議し最優秀提案者を決定します。
- ・最優秀提案者の決定にあたっては、各構成員の評価点の合計が、評価点上限の合計点の60%以上であることを最低基準とします。

5 提案者が1者又は無い場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者が無い場合は、再度公募を実施します。

6 評価結果の通知及び公表

評価結果は、提案者に文書にて通知するとともに、岐阜県のホームページ(職員厚生課)上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ①最優秀提案者(契約交渉の相手方)の名称及び評価点
- ②全提案者の名称(申込順)
- ③全提案者の評価点※(得点順。提案者の名前は秘匿)
- ④最優秀提案者の選定理由
- ⑤評価会議の構成員の氏名

※提案者が2者の場合には、提案者の競争上の地位に配慮し、③は公表しないこととします。

第6 契約に関する留意事項

1 契約の締結

最優秀提案者と互助会が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と互助会との協議により必要に応じて内容を変更します。

なお、最優秀提案者と互助会との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

また、この募集要項に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定することとします。

2 知的財産権の帰属

委託事業の実施による成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として、委託元である互助会に帰属するものとします。

3 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加停止等措置要領」、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

一般財団法人岐阜県職員互助会

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（岐阜県庁1階）

TEL：058-272-1111（内線3931～3933）

FAX：058-272-8040

E-mail：gifuken-gojo@sand.ocn.ne.jp

別表

(一財)岐阜県職員互助会 県庁売店事業等委託業務プロポーザル
評価項目及び評価基準

1 次のとおり評価を行う。

以下の各評価項目の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を135点満点として評価し、構成員の評価点の合計により算出する。

なお、構成員の評価点合計の60%を最低基準とする。

【最低基準点】135点×10人×60%=810点

評価項目及び評価内容			評価基準・配点				
1 事業主体に関する事項			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	規模・実績等	営業が継続できる経営基盤、規模を有しているか。	5点	4点	3点	2点	1点
2 受託計画の基本方針等			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	受託計画の基本方針	福利厚生施設として適した運営方針であるか。	5点	4点	3点	2点	1点
(2)	互助会への手数料	毎月の売上金額に乗じた手数料率は適当かつ実現可能なものであるか。	10点	8点	6点	4点	2点
3 商品構成、サービス等に関する業務計画			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	商品構成	売店及び自動販売機で取り扱う商品の品目数は充実しているか。特に、食料品及び飲料類は充実しているか。また、書籍についてはジャンル等に偏らず、利用者のニーズに応じた幅広い取扱いとなっているか。	20点	16点	12点	8点	4点
(2)		県産品や県各種委託販売に積極的であるか。	10点	8点	6点	4点	2点
(3)		特色、魅力ある商品があるか。	5点	4点	3点	2点	1点
(4)	サービス等	マルチメディア端末等は充実しているか。	5点	4点	3点	2点	1点
4 価格設定の基本方針等			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	価格設定	職員に対する割引制度など、職員に対する特典は充実し、利用しやすいものになっているか。	10点	8点	6点	4点	2点
5 運営体制に関する業務計画			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	【売店】 運営体制 業務計画	店内のレイアウトは動線に配慮した利用しやすい計画となっているか。	5点	4点	3点	2点	1点
(2)		書店及びカフェスペースについて、利便性等を考慮したレイアウトや什器の配置等の工夫がされているか。またカフェスペースについては、利用者がゆったり過ごせるような空間作りを心がけているか。	10点	8点	6点	4点	2点
(3)		混雑時に対応した計画となっているか(人員、レジ台数等)。	10点	8点	6点	4点	2点
(4)		従業員の接客教育体制は充実しているか。研修制度はあるか。	5点	4点	3点	2点	1点
(5)		食品衛生、品質管理の体制は整っているか。	5点	4点	3点	2点	1点
(6)		飲料容器等、環境に配慮した取り組みを行っているか。	5点	4点	3点	2点	1点
(7)		災害時の対応、協力体制は整っているか。	5点	4点	3点	2点	1点
(8)	【自動販売機】 運営体制	自動販売機については、在庫管理、商品補充の体制及び実施頻度、廃棄物等の処理の体制は整っているか。また、故障時や緊急時の管理体制は整っているか。	5点	4点	3点	2点	1点
6 利用者の要望等の対応			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	要望等への対応	職員の要望を取り入れることに対し積極的か。	5点	4点	3点	2点	1点
7 独自提案、特色及び優位性			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
(1)	優位性	独自の企画提案、優位性があるか。提案は具体的であり、実行できる案か。	10点	8点	6点	4点	2点
合 計			135点満点				